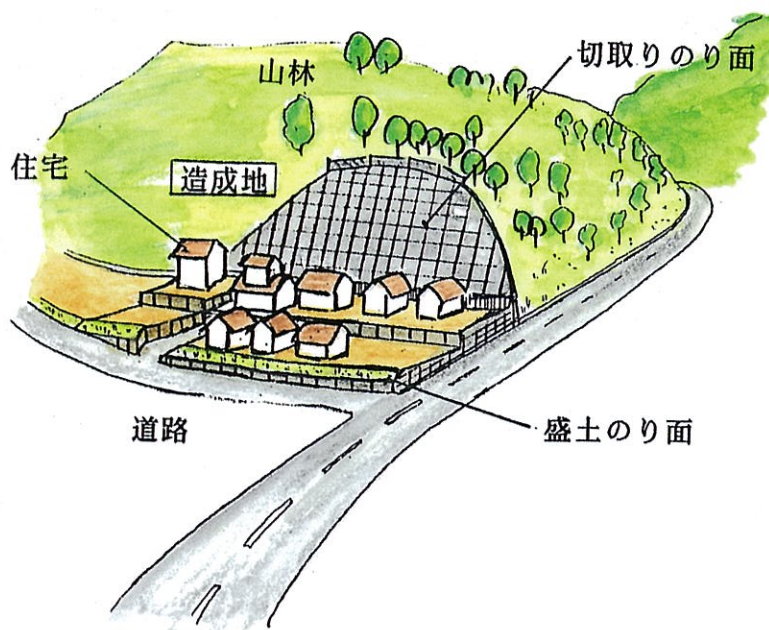


10 用地造成等

10.1 用地造成等の景観について

用地造成等においては、「周囲の自然」「造成地境界部の法面」及び「造成地」との3者の調和により、地域の特性を反映した景観が形成される。

特に重要な点は、造成地境界部の切土法面と盛土法面で、規模が大きくなると、造成地全体が人工的な感じが強くなり、周辺の自然との違和感を感じる事となる。



外部の視点場からの景観的主対象の特性

主対象	特性
背後地との境界部法面の景観	遠くからでも特に認識しやすい。
前面境界部法面の景観	やや遠くから認識できる。
造成地内の景観	近景として、また、見下ろす形で認識できる。

## 10.2 景観整備の考え方

公共建築物、住宅団地等のための敷地造成、ほ場整備、埋立て及び干拓（以下「用地造成等」という。）に当たっては、安全性への配慮のほか、潤いとゆとりを確保した計画に務める必要がある。

## ■整備の考え方

1. 原地形をできる限り残すよう配慮した用地造成等を工夫すること。
2. 自然地形に沿った工法を導入するなど、周辺の景観と調和するよう努めること。
3. 主要展望地からの眺望に配慮すること。
4. 敷地内の緑化に努めること。

## ●特性・視点

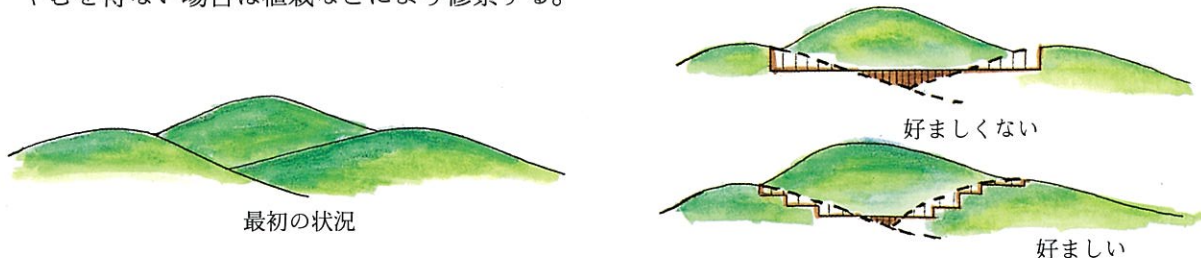
- 用地造成等により特に大規模な用地を必要とする場合は、緑を伴った斜面地や水面などの貴重な自然地对象地域が求められることとなり、周辺の景観などに与える影響が大きいため、周辺景観との調和の図り方への配慮の仕方を工夫する。
- 用地造成等は地形的に単調になりやすく、周辺の自然斜面に比較し人工的な違和感を感じさせる場合が多いため、用地造成によって創出する空間と周辺の自然がなじむよう工夫する。

## ●位置

- 用地造成においては土地利用計画と整合した計画を立案する。
- 良好な景観を有する地域における用地造成等は、できる限り計画しない。やむを得ない場合は、良好な景観に対して調和するよう十分配慮する。
- 自然環境の良好な地域での用地造成はできる限り避ける。やむを得ない場合は、周辺に森林を残すなど自然と調和するよう十分配慮する。
- 主要な視点場からの眺望に配慮し、視覚的に認識されにくくなる位置、配置に心がける。

## ●構造

- 周辺の景観との調和を図るため、原地形をできる限り残すよう配慮する。原地形を残すことが望めない場合は、当核地形に沿った用地造成等を可能とする工法を積極的に導入する。
- 造成地の境界部の切り取り法面はできるだけ法勾配を緩くし、かつ規模を小さくするよう配慮する。やむを得ない場合は植栽などにより修景する。



## ●形態・素材・意匠

- ゆとりや潤いが感じられるようオープンスペースの確保や既存の自然環境の取り込みなど計画対象地域の土地利用形態を工夫する。

- 用地造成等の工種や施設の形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和するよう、適切な方策を選択する。



島根国際短期大学（浜田市）  
地形を生かした、ゆとりあるオープンスペースの確保

●緑化

- 用地造成等の工事においては、本書の共通指針に示す緑化手法に準じて、できる限り豊かな緑化修景を行う。



ふるさと森林公園（宍道町）  
急斜面の緑化



益田運動公園（益田市）  
潤いのある緑の空間

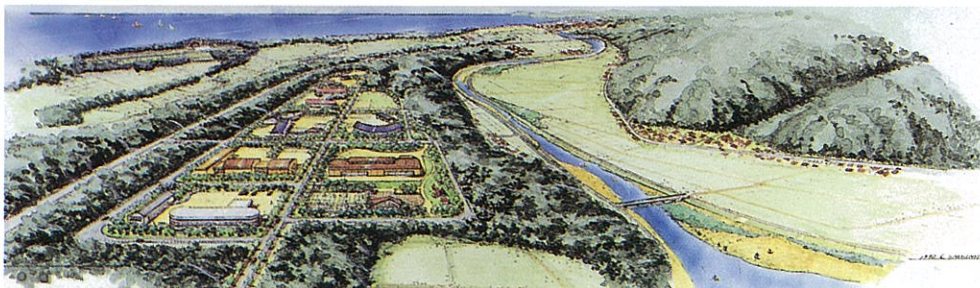
●その他

用地取得に当たっては造成地周辺の緑の残地樹林も合わせて取得することが望まれる。



益田拠点工業団地造成事業  
益田市虫追町羽原  
事業区域面積 63.5ha  
分譲面積 45 ha  
残地樹林面積 18.5ha

 残地樹林



周辺に残地樹林を残した、益田拠点工業団地イメージ

### 10.3 設計等の配慮事項

#### ■ 用地造成等における施設

用地造成等における施設の設計については、共通指針及び施設別指針の該当項目に準じること。

- 道路等はできる限りゆとりを持った幅員とし、街路樹植栽やモニュメント設置等が可能となるよう配慮すること。

### 10.4 ほ場整備

○水田は、農村地帯において最大の経済活動の場であるとともに、農村の美しい景観を醸し出している場でもある。

このため、経済機能を重視しながら、農村らしい景観保持を考慮に入れた整備を図ることが重要である。

- 隣接する集落地域、森林及び農道等の他の施設との調和を図るとともに、既存の代表樹木、防風林、緑地帯等の活用を工夫する。
- 水路等においては、平面曲線をもたせた線形の工夫や親水性を高めるための幅広水路形式にも配慮する。
- ほ場整備の施設の設計については、共通指針および施設別指針の該当項目に準じること。



鎮守の森を配慮したほ場整備（横田町）遠景



鎮守の森を配慮したほ場整備（横田町）近景



三分市地区農業排水路（宍道町）  
排水路護岸に化粧型枠を使用

## 10.5 埋め立て及び干拓

○埋め立ておよび干拓によって新しく造成された広範な農地は、既存農村の経営規模の拡大や合理化などによって、近代的農業経営を可能にする先進的農業地域を創設するとともに、新たな農村空間、または湖上（湖面）空間を創造するものである。

- ・既設護岸等に配慮した湖岸堤とするとともに、場内整備においては、道路、水路の配置、形態等に工夫しながら、新しい農村空間の形成に配慮する。
- ・埋め立て及び干拓での施設の設計については、共通指針および施設別指針の該当項目に準じること。